

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和2年12月4日

全国健康保険協会高知支部

支部長 小松 誠昭

1. 調達内容

(1) 調達案件名

被扶養者に対する特定健診勧奨用圧着ハガキ作成、発送等業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及び契約書等による

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

仕様書による

(5) 見積競争方法

仕様書の予定数量に単価を乗じた額の総価をもって見積競争に付する。

契約決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって決定する。なお、見積競争に参加を希望する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。

(2) 「平成31・32・33年度」または「令和01・02・03年度」厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」の有資格者であり、営業品目が「情報処理」でA、B、C又はDのいずれかの等級に格付けされ、中四国地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) プライバシーマーク取得事業者、ISO/IEC27001またはJISQ27001のいずれかの認証を有している者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

(7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

(8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

(9) 競争参加資格確認書類（別途指示）を当協会高知支部へ提示し、承認を受けた者であること。

- (10) 仕様書どおりの履行が可能な者であると同時に、作業場内に施錠できる保管庫等を有しており、支給部材等の厳重な保管及び管理が可能であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書・競争参加資格確認書類に関する問い合わせ先

〒780-8501 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル7階
全国健康保険協会高知支部 企画総務グループ 担当：木下
電話 088-820-6012

- (2) 仕様書等の内容に関する問い合わせ先

〒780-8501 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル7階
全国健康保険協会高知支部 保健グループ 担当：氏原・柴岡
電話 088-820-6020

- (3) 仕様書等の配布方法

本公告の日から令和2年12月18日（金）まで上記3（1）の配布場所にて交付する。

- (4) 見積書・競争参加資格確認書類の提出期限及び場所

日 時 令和2年12月21日（月）11時

場 所 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル7階

全国健康保険協会高知支部 企画総務グループ 担当：木下

- (5) 見積書の提出方法

①見積書の様式は任意とする。

②見積書は見積もった金額の詳細が分かるよう内訳も記載すること。

③見積書の内訳には、必ず単価、予定数量及び総価を記載すること。

④見積書には、会社名称、代表者氏名を記載し、代表者印を押印すること。

但し、代理として支店等の代表者が当該氏名を記載し、その代表者印を押印した見積書でも有効とする。

⑤郵送で提出する場合は、封筒の目立つ場所に「被扶養者に対する特定健診勧奨DM等作成発送業務委託に係る見積書在中」と朱書きをすること。

⑥特段の事項がある場合には別途指示する。

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金

全額免除とする。

- (3) 見積競争に参加を希望する者に要求される事項等

①見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類を見積書に添えて提出しなければならない。

②見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

③提出した見積書の差替え、変更、取消はできないものとする。

④見積書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

⑤一旦受領した書類は返却しない。

(4) 見積書の無効

- ①記載漏れ、記載誤り、押印漏れ、又は判断不能なものは無効とする。
- ②本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積競争に参加を希望する者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積の条件に違反した見積書は無効とする。
- ③競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判定された者が提出した見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約相手方の決定方法

- ①本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会高知支部長が判断した資料を添付した見積書を提出した者であって、最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。
- ②同額の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会高知支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約の相手方を決定する。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 見積結果の通知

見積競争の結果、契約の相手方に決定した者には、令和2年12月23日(水)17時までに電話連絡することとする。

以上、公告する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則(一部抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。